

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 5 号）の一部改正の新旧対照表（取得番号関係）

○平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 5 号（特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編））

（赤字傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン （事業者編）</p> <p>目次 （略）</p> <p>第 1～第 3 （略）</p> <p>第 4 各論 第 4－1～第 4～6 （略）</p> <p>第 4－7 個人番号利用事務実施者である健康保険組合等における措置等</p> <p>個人番号利用事務実施者である健康保険組合等は、第 4－1 から 6 までに加えて、次に掲げる措置等について留意する必要がある。</p> <p>1 （略）</p> <p>2 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の情報連</p>	<p style="text-align: center;">特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン （事業者編）</p> <p>目次 （略）</p> <p>第 1～第 3 （略）</p> <p>第 4 各論 第 4－1～第 4～6 （略）</p> <p>第 4－7 個人番号利用事務実施者である健康保険組合等における措置等</p> <p>個人番号利用事務実施者である健康保険組合等は、第 4－1 から 6 までに加えて、次に掲げる措置等について留意する必要がある。</p> <p>1 （略）</p> <p>2 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の情報連</p>

改正後	改正前
<p>携等</p> <p>健康保険組合等は「情報提供ネットワークシステム」を通じて特定個人情報に関する情報連携を行うことができる（第4-3-(2)②B e 「情報提供ネットワークシステムを通じた提供」）。</p> <p>A 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の情報連携</p> <p>「情報提供ネットワークシステム」とは、番号法第19条第7号又は第8号の規定に基づき、行政機関等及び健康保険組合等の間で、特定個人情報について安全かつ効率的に情報連携を行うためのシステムである。このシステムを通じて特定個人情報に関する情報連携を行うことができる場合については、同法別表第2又は同法第9条第2項の規定に基づいて条例で定める事務のうち別表第2の事務に準ずるものとして委員会規則で定めるものに限定されている。</p> <p>※ （略）</p> <p>a 情報提供ネットワークシステム（番号法第21条、第26条）</p> <p>情報提供ネットワークシステムは、総務大臣が、委員会と協議の上、設置し、管理するものであり、番号法第19条第7号又は第8号に基づいて、情報照会者又は条例事務関</p>	<p>携等</p> <p>健康保険組合等は「情報提供ネットワークシステム」を通じて特定個人情報に関する情報連携を行うことができる（第4-3-(2)②B e 「情報提供ネットワークシステムを通じた提供」）。</p> <p>A 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の情報連携</p> <p>「情報提供ネットワークシステム」とは、番号法第19条第7号又は第8号の規定に基づき、行政機関等及び健康保険組合等の間で、特定個人情報について安全かつ効率的に情報連携を行うためのシステムである。このシステムを通じて特定個人情報に関する情報連携を行うことができる場合については、同法別表第2又は同法第9条第2項の規定に基づいて条例で定める事務のうち別表第2の事務に準ずるものとして委員会規則で定めるものに限定されている。</p> <p>※ （略）</p> <p>a 情報提供ネットワークシステム（番号法第21条、第26条）</p> <p>情報提供ネットワークシステムは、総務大臣が、委員会と協議の上、設置し、管理するものであり、番号法第19条第7号又は第8号に基づいて、情報照会者又は条例事務関</p>

改正後	改正前
<p>係情報照会者から特定個人情報の提供の求めがあった場合、総務大臣は、情報提供ネットワークシステムを通じて、その旨を情報提供者又は条例事務関係情報提供者に通知しなければならない。</p> <p><u>〈参考〉取得番号の取扱いに係る留意事項</u></p> <p><u>情報連携に必要な情報提供用個人識別符号（番号法第21条の2第1項に規定する情報提供用個人識別符号をいう。）の取得に当たって用いられる符号である取得番号（同条第2項に規定する取得番号をいう。）に関しては、同条第3項において、「情報照会者又は情報提供者は、情報提供用個人識別符号の取得に係る事務を行う目的の達成に必要な範囲を超えて、取得番号を保有してはならない」旨、及び同条第6項において、「取得番号の提供を受けた者は、その提供を受けた目的の達成に必要な範囲を超えて、当該取得番号を保有してはならない」旨、それぞれ規定されている。</u></p> <p><u>したがって、情報連携を行う事業者である健康保険組合等及び取得番号の提供を受けた者は、情報提供用個人識別符号の取得後、当該情報提供用個人識別符号の取得に係る事務を処理する必要がなくなった場合には、取得番号を削除する必要がある。</u></p> <p>b （略）</p>	<p>係情報照会者から特定個人情報の提供の求めがあった場合、総務大臣は、情報提供ネットワークシステムを通じて、その旨を情報提供者又は条例事務関係情報提供者に通知しなければならない。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>b （略）</p>

改正後	改正前
B～D (略) (別添) 特定個人情報に関する安全管理措置 (事業者編) (略) (巻末資料) (略)	B～D (略) (別添) 特定個人情報に関する安全管理措置 (事業者編) (略) (巻末資料) (略)